

## 教育大綱の位置付けについて

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の最上位計画である枚方市総合計画を踏まえ、これからの教育行政の根本となる方針を定めるものです。

